

廃棄物管理事業変更許可申請書 添付書類五の記載不備について

1. 事象概要

2022年1月12日に事業変更許可申請を行った廃棄物管理事業変更許可申請書の添付書類五において、再処理事業変更許可申請書と差異があるべき記載内容について、再処理事業変更許可申請書と同様の記載となっていることを確認した。

- ・ 誤：「機器・配管系」 → 正：「機器」
- ・ 誤：「再処理施設」 → 正：「廃棄物管理施設」
- ・ 誤：洞道の設計方針が記載されている → 正：洞道の設計方針の記載はない

2. 経緯（添付資料1：時系列図参照）

- 2021/11/E 作成担当者 A が廃棄物管理事業変更許可申請書 添付書類五の変更申請書原案作成。
既許可申請書のデータを編集せず、既に作成していた再処理事業変更許可申請書 添付書類六の変更申請書原案のデータから章番号、図表番号等を修正し、廃棄物管理事業の添付書類五とした。
また、変更前後対比表についても、申請書原案と同様に、再処理事業の対比表から章番号、図表番号等を修正して作成した。
- 2021/12 申請に向けた社内手続き（安全委員会、誤記チェック、査読等）
～2022/1
- 2022/1/12 事業変更許可申請
- 2023/4 作成担当者 B が補正書及び補正前後対比表を作成。
～2023/6 添付書類五の補正内容は弾性設計用地震動 Sd に関する図表のみであり、文章は補正対象外。
補正前後対比表については、補正がないため、変更前後に、2022年1月申請の申請書の内容を記載した。
- 2023/6/M 補正書提出に向けた社内手続き（安全委員会、誤記チェック、査読等）
2023/6/29 事業変更許可申請書の一部補正
- 2023/6/30 原子力規制庁への提出用に添付書類五の変更前後対比表（既許可と補正書の比較）を作成中、2022/1/12 申請の申請書と既許可申請書に記載の差異を発見。

3. 発生原因（添付資料2：背後要因図参照）

本件については、以下の問題点と原因が特定されている。

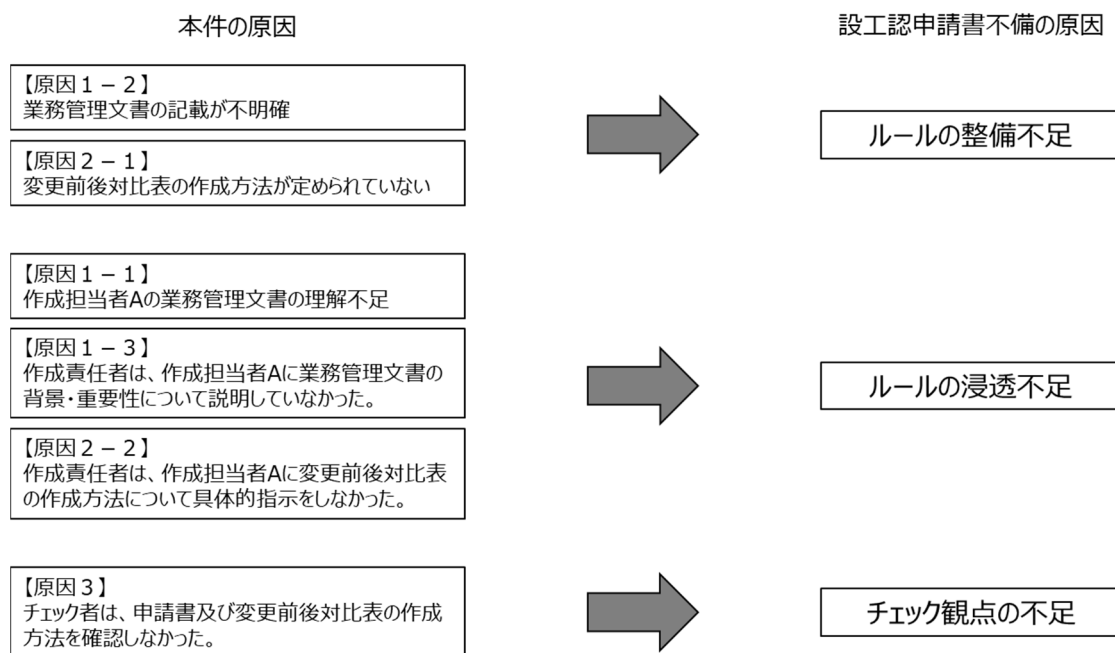
問題点	原因
<p>【問題点1】</p> <p>作成担当者 A は、事業変更許可申請書原案の作成にあたり、既許可の廃棄物管理事業変更許可申請書のデータを基に申請書原案を作成すべきところを、再処理事業変更許可申請書原案のコピー・修正により作成した。</p>	<p>【原因1-1】</p> <p>作成担当者 A は、申請書作成ルール※（以下「業務管理文書」という。）で示している事務局から電子データを受領することの目的について理解が不足していた。（作成担当者 A の出向解除により聞き取りが出来ていないため推定原因。）</p> <p>※ 業務管理文書「再処理／廃棄物管理 事業変更許可申請書の作成フローについて」</p>
	<p>【原因1-2】</p> <p>業務管理文書の記載が不明確であった。業務管理文書には電子データを受領するとの記載のみであり、最新のデータであること、当該事業に係るデータであることの記載など不明確な点があった。</p>
	<p>【原因1-3】</p> <p>作成責任者（課長）は作成担当者 A に業務管理文書に基づき作業するよう指示していたが、作成担当者 A の過去の許認可対応時から長い期間が空いているにもかかわらず、許認可対応に関する十分な業務経験を有しているとの判断から、業務管理文書の背景・重要性について、改めて説明しなかった。</p>
<p>【問題点2】</p> <p>作成担当者 A は、変更前後対比表の作成にあたり、既許可の廃棄物管理事業変更許可申請書と、今回作成した申請書原案のデータを基に申請書原案を作成すべきところを、再処理事業の変更前後対比表のコピー・修正により作成した。</p>	<p>【原因2-1】</p> <p>変更前後対比表の作成方法が定められていなかった。（作成担当者 A の出向解除により聞き取りが出来ていないため推定原因。）</p>
	<p>【原因2-2】</p> <p>作成責任者（課長）は、作成担当者 A の過去の許認可対応時から長い期間が空いているにもかかわらず、許認可対応に関する十分な業務経験を有しているとの判断から、作成方法について具体的な指示をしなかった。</p>
<p>【問題点3】</p> <p>チェック者（担当者 B, TL）は、変更を予定していない部分の記載が変更されていることに気づけなかった。</p>	<p>【原因3】</p> <p>チェック者は、前後対比表の変更前の記載は、最新版の記載であると思い込んでおり、作成方法まで確認しなかった。</p>

上記は今回の事象に係る直接的な問題点や原因であるが、本来申請書の品質を維持するために行うべきチェック等が適切に実行されていたかという点で問題があったと認識している。申請書の品質に係る全体チェック等があることを

前提として、作成部署は変更した箇所のチェックに注力するという行為が成立するが、本件の場合、全体としてのチェック体制が不十分であった。これは、新規制基準を受けた設工認におけるチェック及びレビューのプロセスの改善（階層別チェック）の水平展開が適切に実行されなかった結果であると捉えている。

4. 設工認申請書の不備における類似点の整理

「3. 発生原因」に示した本件の原因に対し、これまでの類似事例との関係性を整理した。類似事例としては、設工認における記載不備があり、当該事象については、直接原因等の分析に加え、背景要因の深堀りを行っており、本件の原因との関係性として原因の類似点を整理し、背景要因の深堀りを設工認における記載不備と併せて行うことにより、共通的な背景要因等に係る調査の確度の向上に資すると考える。本件の原因と類似の事象である設工認における記載不備には、以下のとおり類似点が認められる。



5. 是正処置等

A. 申請書作成部署の対応

補正申請に当たっては、申請書作成部署の問題点に係る以下に示す是正処置対策を完了させる。

① 申請書等の作成方法の明確化（原因1-2, 原因2-1への対策）

以下の内容を含む申請書の作成手順について、業務管理文書に追加する。

- 申請書案の作成時は、必ず当該事業の最新版のデータを修正して作成すること。
- 前後対比表の作成時は、変更前欄には最新版の申請書を記載し、変更後の欄には上記で作成した申請書案を記載すること。

② 申請書作成時及びチェック時の教育の実施（原因1-1, 原因1-3, 原因2-2, 原因3への対策）

申請作成担当課の課長は、申請書の作成を行う前に、上記の業務管理文書の内容、背景及び順守の必要性について、作成担当者に教育を行うとともに、チェック作業の開始前に、申請書案及び前後対比表の作成方法を確認するように、チェック担当者に教育を行う。

B. 類似事例を含めた対応

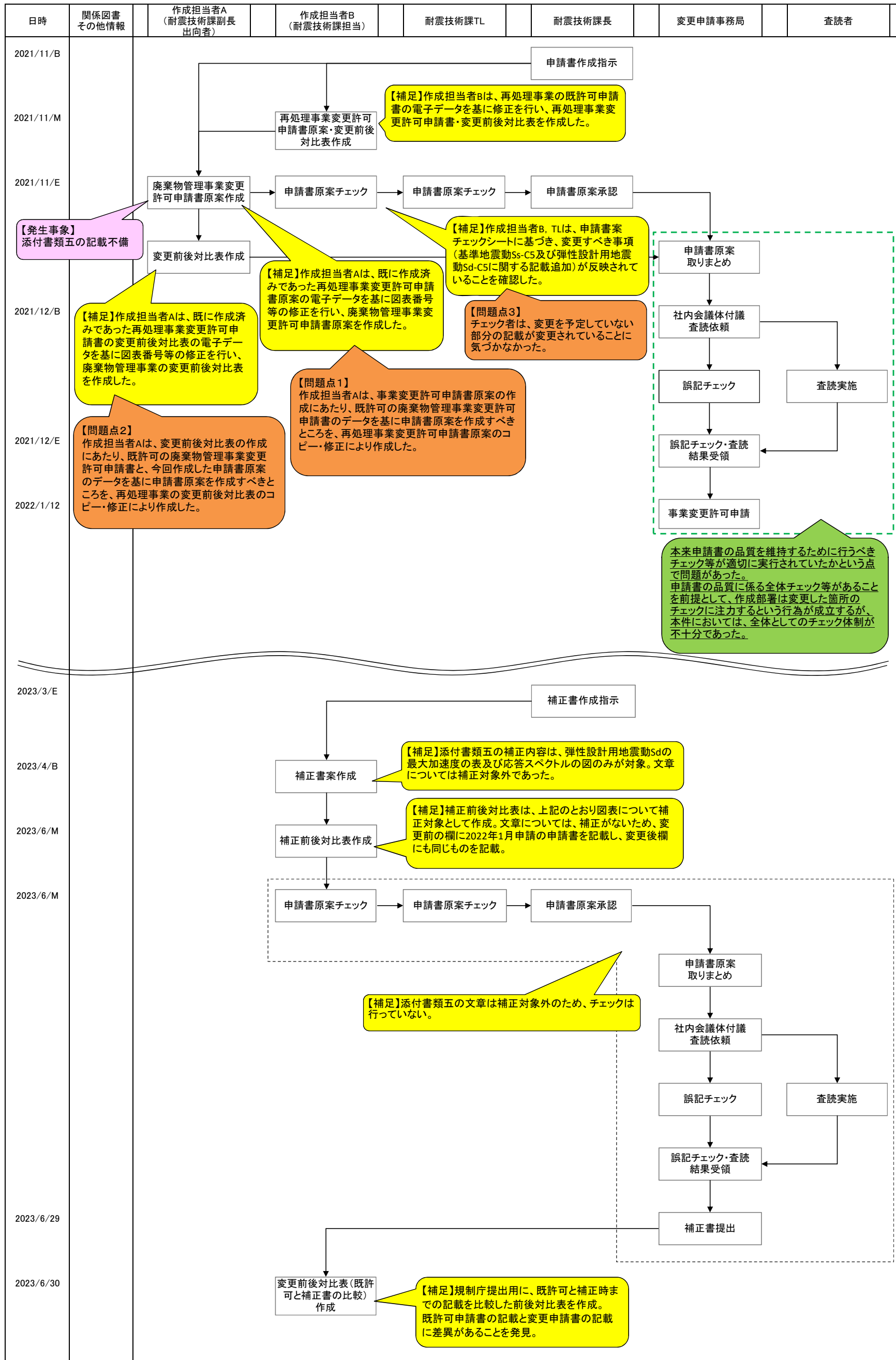
「4. 設工認申請書の不備における類似点の整理」に示すとおり、設工認申請書不備で抽出されている原因との類似点が確認されたことから、今後の対応として、設工認申請書不備の不適合管理の中で設工認不備との関係を明確にし、設工認における対応と同様に対応していく。また、上記とともに、事業変更許可申請書の確認体制についても、設工認で実施されている階層別チェック体制を展開するとともに、さらに、現在設工認側の不備対応で検討している内容（現状の階層別チェック体制においても不備が発生したことの対策）も取り入れて、事業変更許可申請の業務体制等に反映していく。

なお、上記対応とは別に、補正に向けては、補正申請書の品質を確保するため、事業変更許可申請に関する業務の責任を有する再処理計画部において、再度申請書本文及び添付書類に係る記載の確認を実施する。

以 上

【時系列図】 廃棄物管理事業変更許可申請書 添付書類五の記載不備

補正事項 問題点 (主管箇所) 全体チェックにかかる問題点 発生事象



【背後要因図】 廃棄物管理事業変更許可申請書 添付書類五の記載不備

